

ひょうご 県知協 NEWS

〈兵庫県知的障害者施設協会機関紙〉

発行

兵庫県知的障害者施設協会

〒669-1353

三田市東山898-1 東山荘内

発行責任者 婦木 治

T E L (079) 568-5771

F A X (079) 568-1081

E-mail:hyogo-kenchikyo@dance.ocn.ne.jp

印刷所 株式会社アカツキ印刷

権利とは、闘いによって勝ち取るものであつて、何もしないで与えられるようなものではありません。侵害された権利は、闘いによって回復されるのであつて、何もしないで救済が得られるわけではありません。権利には、闘いがつきものなのです。

権利のために闘い続けるという姿勢こそが重要なのです。

自己責任を前提とした社会では、一人ひとりが、自分の権利のあり方についても、それぞれ責任を負うことがあります。人は一人ひとりが別人格であり、本人しか、その本人の人生を生きとはいえないでの、自分の権利を守つていけない者（知的障害者など）もいます。

そこで、その本人のために、本人のみならず、周りの者も一緒にになって、本人の権利のために闘う必要がでります。家族や施設職員などが、知的障害者の権利のために闘う必要があるということです。

権利擁護とは、そういう事情によつて必要とされたものです。それゆえ、権利擁護とは、「①本人とともに」「②本人のために」「③闘うこと」だと理解するのが、

ものであつて、何もしないで与えられるようなものではありません。侵害された権利は、闘いによって回復されるのであつて、何もしないで救済が得られるわけではありません。権利には、闘いがつきものなのです。

権利のために闘い続けるという姿勢こそが重要なのです。

自己責任を前提とした社会では、一人ひとりが、自分の権利のあり方についても、それぞれ責任を負うことがあります。人は一人ひとりが別人格であり、本人しか、その本人の人生を生きとはいえないでの、自分の権利を守つていけない者（知的障害者など）もいます。

そこで、その本人のために、本人のみならず、周りの者も一緒にになって、本人の権利のために闘う必要がでります。家族や施設職員などが、知的障害者の権利のために闘う必要があるということです。

権利擁護とは、そういう事情によつて必要とされたものです。それゆえ、権利擁護とは、「①本人とともに」「②本人のために」「③闘うこと」だと理解するのが、

権利擁護とは、本人とともに、本人のために、闘い続けること

社会福祉士・弁護士

泉 房穂

わかりやすいと思っています。

言われかねません。

権利擁護に関して重要なことは、まず、「①本人とともに」という点です。家族や施設職員が、いくら本人のためだと思つたとしても、本人を抜きに物事を進めるのは、権利擁護の趣旨に反しています。自己決定権の尊重（憲法13条）は、権利の核心部分にあたります。権利擁護と言いながら、本人の権利の核心を侵害するのではなくなつてしまします。

自己決定権を実質的に保障するには、本人らの意見表明などをふまえて、本人にとって必要な情報を公開し、いくつかの選択肢を提示することが不可欠です。意見表明の機会を与えるなかつたり、情報の公開が不十分であつたり、他に選択肢がなかつたりした場合には、たとえ本人が首を縊に振つたとしても、自己決定などと言えるはずがありません。

次に、「②本人のために」という点についてですが、当然そうあるべきところ、実態としては家族のためであつたり、施設のためであつたり、行政のためであつたりもしている場面が数多く見られます。

権利擁護の重要な一面なのです。

知的障害者を取り巻く社会環境がますます厳しくなつてきており、今、環境の改善なども含まれると考えるべきです。「侵害の予防」や「侵害の回復」のみならず、「権利の実現」も本人の権利擁護を図つていくのが、時代の要請でもあります。

さらには、「③闘い続けること」なかには、本人が置かれている社会環境による問題が多々あります。権利擁護（成年後見）を装つた権利侵害（財産的虐待）の典型例です。施設経営者寄りの第三者委員の選任なども、誰のための権利擁護（苦情解決）なのか疑わしい限りです。行政による権利擁護（虐待防止）の研修会なども、事業実績のアリバイづくり程度のお粗末な内容では、行政のメンツを擁護するための事業と

そして、「③闘い続けること」の重要性についてですが、この点に関しては、すでに冒頭でも述べました。

虐待などの場面では、積極的な介入による問題解決を検討すべきは当然です。身体的な虐待のみならず、財産的な侵害（本人預金の使い込み、年金通帳の取り込みなど）についても、見守りという名の静観ではなく、毅然と権利回復を目指すべきです。

また、消費者被害（サラ金による多重債務、悪徳商法）の場面でも、もつとも、虐待や消費者被害につた態度で闘つていくべきです。

または、福祉専門職のみならず、法律専門職（弁護士・司法書士など）との連携のもとで闘うのが有効と思われます。福祉と法律の両面から、本人の権利擁護を図つていくのが、時代の要請でもあります。

さらに、「③闘い続けること」の重要性についてですが、この点に関しては、すでに冒頭でも述べました。

虐待などの場面では、積極的な介入による問題解決を検討すべきは当然です。身体的な虐待のみならず、財産的な侵害（本人預金の使い込み、年金通帳の取り込みなど）についても、見守りという名の静観ではなく、毅然と権利回復を目指すべきです。

また、消費者被害（サラ金による多重債務、悪徳商法）の場面でも、もつとも、虐待や消費者被害につた態度で闘つていくべきです。

または、福祉専門職のみならず、法律専門職（弁護士・司法書士など）との連携のもとで闘うのが有効と思われます。福祉と法律の両面から、本人の権利擁護を図つていくのが、時代の要請でもあります。

さらには、「③闘い続けること」の重要性についてですが、この点に関しては、すでに冒頭でも述べました。

虐待などの場面では、積極的な介入による問題解決を検討すべきは当然です。身体的な虐待のみならず、財産的な侵害（本人預金の使い込み、年金通帳の取り込みなど）についても、見守りという名の静観ではなく、毅然と権利回復を目指すべきです。

また、消費者被害（サラ金による多重債務、悪徳商法）の場面でも、もつとも、虐待や消費者被害につた態度で闘つていくべきです。

今年1月21日の朝日新聞夕刊1面に大阪の入所更生施設での虐待事件が大きく報道されました。驚かれた方も多かつたでしょう。どんな想いで読まれたことでしょうか。「手をつなぐ」3月号には、「またもや発覚!施設職員の虐待事件」という記事を、千葉県の差別禁止条例作りの座長だった野沢和弘氏が書かれています。

今、私達は知的な障害を持つ人たちの自己実現（その人らしい生き方）に向けてのサービス（本人支援）を生業としています。対等の関係とうコトバだけが先行し、実際場面での検証を疎かにしてはいないでしょうか。毎日の勤務の連続の中で、“気付き”を忘れてしまってはいないでしょうか。

今回の「県知協NEWS」では、巻頭言で、各方面でご活躍中の泉弁護士から問題提起をしていただきました。「権利擁護の視点で我々の日々を点検し、福祉サービス第三者評価を受審しよう」と、二つの評価機関から原稿をいただきました。その他、権利擁護の視点での原稿も掲載しました。

広報委員 編集人
山崎 琦輔

第三回

兵庫県社会福祉協議会
兵庫県福祉サービス第三者評価委員会 都完治

【第三回評価を受審しよう】

兵庫県社会福祉協議会
兵庫県福祉サービス第三者評価委員会 都完治

第三者評価とは?

福祉サービスの質の評価には、大きくわけて次の3つがあります。
①利用者評価、②サービスを提供する組織の自己評価、そして、③利用者や組織の利害に影響を受けない第三者の評価です。今回紹介する福祉サービス第三者評価は、サービス提供組織や利用者といった当事者以外の中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場で行う評価です。

その特徴は、行政が行う事業の最低基準を満たしているかをチェックする「監査」とは違い、制度におけるサービスの最低基準を満たしたうえで、それを上回るサービス水準を評価するものです。この第三者評価の結果が公表されることで利用者のサービス選択に資するという目的もあります。そのため、第三者評価は、事業所が行政監査のように受け止められてしまうことがあります。

第三者評価を受ける意義

ここでは、事業所は第三者評価をどのように受け止め、活用すればよいかを簡単に紹介します。

- 積極的な事業所の姿勢をアピール
- 第三者評価の結果を公表することにより、利用者、利用者家族、地域住民、関係機関等に事業所がサービスの改善に意欲的に取り組んでいく姿勢があることを示すことがあります。

第三回評価結果はWAMINETにて公開されていますが、事業所は改善の方針や内容を評価結果と共に掲載することも可能なので、具

した。ぜひ、職員会議等での議題に取り上げていいただき、今、自分達の生業について、検証するきっかけと“気付き”になればと思います。

者措置施設等の評価が実施されるようになります。

20年3月現在、18機関が第三者評価を行っており、兵庫県社会福祉協議会も評価機関の一つです。兵庫県社会福祉協議会では、現在、5事業所の評価結果を公表しており、10事業所の訪問調査を実施しています。

●自らのサービス実施内容を振り返るかを知ることができます。

第三者評価では、まず始めに、項目について事業所が自己評価を行います。日常業務の中で一旦立ち止まり、日々の業務を振り返ることで「自分たちは、なぜ、何を目指して、何を実践していくのか」を考える機会になります。ここでのポイントは、全職員が個別に評価項目の意味を考えながら自己点検し、話し合いを重ねながら事業所全体の自己所概要等の基本的な情報、利用者等のアンケートを事前に読み込み、それを参考に事業所を訪問して管理者や職員から話を聞きします。サービス提供現場を拝見したり、必要に応じて各種書類等を見ながら事業所の実践内容を確認します。評価機関はそれら調査結果をもとに合議し、評価結果(案)を事業所へお示します。事業所は評価結果(案)に対して意見があれば、挙証資料などを提出して再協議し、評価結果を決定します。

この時点で、改めて事業所のサービス提供理念等を徹底する職員研修の場となることや、提供するサービス内容を見つめなおすことにより、新たなヒントが見出される場合もあります。

●第三回評価結果を公表することにより、利用者、利用者家族、地域住民、関係機関等に事業所がサービスの改善に意欲的に取り組んでいく姿勢があることを示すことがあります。

第三回評価結果はWAMINETにて公開されていますが、事業所は改善の方針や内容を評価結果と共に掲載することも可能なので、具

に向けてのスタートすら出来ていな
いことを意味するのかも知れません。
さいでに

第三者評価は、決して事業所を管
理し、誘導するような権威的な政策
ではありませんし、そうなつてはい
けません。事業所の主体的な思い
(使命)と利用者のニーズの間に立ち、
それを具現化するひとつの手法でな
ければならないと思います。今後、
第三者評価が、目指すべき社会福祉
事業のターニングポイントとして、
皆様に活用されることを願つてやみ
ません。

☆ 本稿は、当機構の機関紙(20
08年1月発行、No.3)の「第三
者評価の窓」の原稿に加筆修正を加
えたものです。

連絡先 播磨地域福祉サービス
第三者評価機構

TEL 0791-2831-3883

地区情報

阪丹但地区

事務担当職員研修会を開催

新事業体系に移行した場合事務は
どのようになるのか、すでに移行し
ている施設から現状などを聞かせて
います。

など、移行するにあたつての注意点
や、移行した場合の事務の大変さを
お話ししていただきました。

もらえたなら、2月22日、三田市
立総合福祉保健センターで事務担当
職員の研修会を開催しました。

通所施設・入所施設各々から移行
した場合を発表してもらいました。

参加者は36名で、事務担当職員だ
けでなく施設長さんたちも参加され
ていました。阪丹但地区は新事業体
系に移行している施設が少なく、通
所施設から移行した事業所の発表は、

阪丹但地区のドリーム甲子園所長の
三澤沢三氏にお願いしましたが、入
所施設からの発表は、神戸地区です
でに移行されている上野丘更生寮の
サービス管理責任者の東慶一氏と丸
山博徳氏にお願いしました。

はじめに上野丘更生寮の東氏・丸
山氏から「障害者自立支援法における
入所施設の新体系移行の在り方」
と題して発表していただきました。

・新事業体系移行は施設改善のチャ
ンスであり、移行にあたつては移行
計画を立て準備をすべきである。
・収入にとらわれすぎると、人件費
が増えかえつて収入減になりかねな
いので注意が必要である。

・個別支援計画に基づき利用者一人
一人に合った支援を考え事業内容を
増やすと、増えただけ事務処理が増
える。

など、移行するにあたつての注意点
や、移行した場合の事務の大変さを
お話ししていただきました。

次にドリーム甲子園の三澤氏に
「就業支援事業会計処理基準への対
応」と題して発表していただきました。
た。

・どういう事業所を開設するかで会
計処理の方法が違つてくる。
・就労支援事業会計で処理するのか、
社会福祉事業会計で処理するのか選
ばなければならない。

・多機能事業所の場合、新体系の事
業毎及び授産作業毎にそれぞれ収支
計算が必要であり、非常に煩雑とな
る。授産作業は1本にしても良いが、
そうすると夫々の授産作業の製造原
価を別に計算しなければならないの
でそれも大変。

・事業が増えれば経理区分も増え事
務処理が繁雑になるので、会計ソフ
トは「部門管理」が入つてるものを
選んだほうがいい。又、会計単位每
に基本財産等も按分するなど事務員
だけでは大変なので、出来れば計理
士等に入つてもらう方が良いと思う。
など、具体例をあげて丁寧に説明し
ていただきました。

どちらの方々も事務の大変さを話
されました。こんなにも大変な事務
なのに、単価に入つてないのはなぜ
なのか、ぜひ単価に加えてほしいと
思わずにはいられなかつた事務担当
職員研修会でした。

過去の事例

神戸地区

県知協NEWS編集局の「権利擁
護の視点に立つて、我々の仕事を見
直していくべき」という意向に沿つ
て昨年起こつた事例を紹介し、私の
思いも少し述べることにしました。

この事例は昨年9月、年3回発行
している『ヨゼフ寮たより』にも載
せたものからです。

本生の最近の生活状況は3年前から
K君が施設から5キロほど離れたア
パートに移り住み、日中・余暇はヨ
ゼフ寮で過ごし、朝、夕の食事面で
はヘルパーさんの支援を受け一人暮
らしをしています。以下が彼の蒙つ
た出来事です。

【経過】
19時00頃 警察署からK君の身柄
を確保したと、施設に連絡がありま
した。

その際、確保の理由は下校時の女子
中学生を触つたとの説明でした。

19時30分 まだ施設を退勤していな
かった担当者は、職場の責任者と一緒に
警察署へ行き、警察側から状況
説明を受け、何もしていない「誤解
だつた」ことを知り警察署の待合室
で待つていた本生を引き取りました。
本人の様子は、前歯の入れ歯を装
着しておらず視点が合いにくく、動

揺している表情でした。

20時15分、本生から状況説明をしてもらうため、現場となつた公園付近に行く。

20時30分 夕食をさせアパートまで送り、18時以降は外出しないこと等を約束する。

本人の説明によると「その日は、アパートと中学校の間にあるスーパーに買い物に行くため公園付近を歩いていた。前方に女子中学生と犬がいた。気がついたら、人(学校の先生)が追いかけてきたため、K君は向かいの歩道に走つたと…」
警察署によると、「K君を不審に思った女子中学生の通報で先生8人がK君を取り囲み、中学校に連れて行き、その後、通報を受けたので警察は一時身柄を保護したとのこと。

学校の先生によると「同日16時30頃、女子中学生が不審者に下校途中声を掛けられていたという情報が2件あり、学校としても何かあつてはいけないとクラブ活動をしていた生徒に集団で下校するようとに伝えた。その様な状況があつたので先生達は待機をしていて、過敏になつていたとのことでした。以上の出来事を聞いた私たち、夜も遅くなっているので翌日、学校に出向きお互にこの出来事について意見を交換しました。学校側も、当日、先生達は不審者情報を過敏になつていていたことが挙げ

られていました。

施設側は、入れ歯を装着していなかつた本生の身出しなみにも問題があつたかも知れないと反省していますが、なぜ、女子中学生の通報で「先生8人がK君を取り囲み」「警察に通報」しなければならないのか。

この場合、先生は2人で十分であり、誰でも8人の人に囲まれたらどんな感じでしょうか? 本生は会話が十分できる人で、警察に引き渡す必要は全くないケースでないかと思いまし

た。話せばすぐと施設に連絡できるので何分も掛からないで情報交換ができるのではないでしょうか。どの人も本生と会話をするだけで「障害を持つている人」と判断する筈と思いました。どうして、そんなことくらいい分かつてくれていないのでしょうか? 蔑覥、偏見から抜けきらないで、毛嫌いし、邪魔な存在として避けられていて、関わる姿勢が感じられないで、般教養も高く、残念に思います。

昨日、福祉制度においても福祉教育を始め、法定施設整備、地域福祉制度、福祉人材養成制度等、発展してきたかに思いますが、啓発活動面での成果がさっぱり上がっていないことがあります。障害者の起こす事件があるとその都度、対策が深刻化し、そして、いつの間にか沈静化していきます。本当はこの啓発活動が平行して行われ、もつと工夫されなければならぬと思うのですが、啓発活動の難しさがあります。この啓発活動が最終的に効果を挙げないと、障害福祉も旧態以前のままから抜け切ることが出来ないのではないかと思います。実はこのように思っている私たち施設も毎日の生活支援業務の内に啓発活動の取り組みは大して出来ていません。職員配置のことも無関係ではありません。ふれあい交流会、学校との交換会、トライアルウイーク、ふれあい祭り、バザー、作品展の出品、地元でのクリーン作戦、マイクロバスの貸出し、「ヨゼフたより」の発行、他季節行事、寮外活動等結構、色々積極的に参加してやつていいつもりなのですが、それは考えてみればほんの1施設の小さな行事に過ぎないことで何の効果もないかのようです。

さて、施設運営に長く携わつていて地域とのこうした摩擦は今に始まつた訳でもありません。25年前、施設建設が始まつた時からそれを経験してきました。「障害者は理解できる。しかし、何か一緒にする事は困る。」そのような考えが非常に多いよう

全く出来ていませんでしたし、今まで、自治会、婦人会、子供会、学校、駐在所、消防署の皆さんのが声掛けして下さり、地域での定着を感じました。地道な活動が支えてくれていることを覚えます。

障害者権利条約の実現でその意義、問われること、実行すべきこと、整備すべきこと、必要なこと等、国に求められていることは山積しているのが現情であると思います。障害者の啓発には長い時間、年月が掛かりやっと、今の状態になつてきました。福祉、医療、教育行政への関心が高まっている今こそ、良い方向に転じて欲しいものです。

神戸市知的障害者施設連盟

岩田峰幸
(ヨゼフ寮 寮長)

播淡地区

質の高いサービスの
提供のために

知的障害者の方々に対し支援を行つてゐる私たちにとつて、利用者に対する権利侵害や虐待の報道を聞くほどつらいことはない。それが仲間の施設となればなおさらである。障害者の福祉の向上という同じ事業目標を持つものとして「許せない」と思っています。

いう思いと、「施設の虐待は氷山の一角に過ぎない」「いつまで続くのか・・・」といった報道に「事前に発見できなかつたのだろうか」「ごく限られた施設や職員が問題を起こしたのであつて、決して構造的な問題ではない」とも思う。ところが、今回発生した事件では、施設の理念として、暴力による指導（支援ではなくあえて、指導と書く）が容認されていたと聞いた。

今ほど、施設での虐待や人権侵害が新聞紙上で取り上げられなかつた時期から、職員の倫理規定をつくりられたある施設長と当時、話をする機会があつた。その施設長は、施設職員の研修会で次のようなアンケートをとる。①「これまで利用者に対し暴力を振るつたことのある人」②「指導上必要に迫られ利用者に対し体罰を行つたことのある人」。①の質問に対してはほとんどの参加者が「ない」と答え②の質問には「はい」と答える人が多くなると話された。あれから10年以上の歳月が流れた。その間、呼称の問題から始まり、暴力や虐待、脱施設化と利用者の権利擁護は社会全体の問題として語られるようになつた。施設では、法人の理念を定め職員倫理規定を作成し職員教育に努めてきた。ところが依然として施設での人権侵害はなくならない。数は減少していると信じたいが。

私は、施設における虐待をはじめとする人権侵害を防ぐために、3つの視点で考えたい。先ず1点目は職員教育である。先にも書いたが、法人の理念や事業目的、職員倫理規定を明らかにし、職員すべてに教え込むことである。そして、「個別支援計画」を作成するとき、法人の理念や施設の事業目的に合致しているかどうか検討することが大切である。個人レベルで理念や事業目的が違つていれば、体罰と称した暴力が生まれても仕方がないと思う。

2点目は職員のセルフケアである。特に精神面のセルフケアが重要になる。利用者主体を核とした理念や目標、倫理規定は時として職員を追い込んでしまうことがある。利用者主体として、個別化を図れば図るほど職員数が足らなくなる。人員不足を上司に訴えても、現在の事業費単価ではどうにもならない。利用者から暴力を受けても「あなたの支援方法が悪い」と一蹴される。職員は仕事に対する「しんどさ」を持つていく所がない。そのような環境におかれただ職員が、幾ら高い倫理性の持ち主であつても、切羽詰まつた状況下で間違いを起こす可能性は高くなる。

私は、施設における人権侵害は絶対にあってはならない。対策として私は「風景づくり」が大切だと考える。利用者を「ちゃんと」付けで呼んだり、体罰や暴言、職員が主体となつて施設で職員の意識を高め、現場の「しんどさ」を共有できる職員集団づくりにより職員に心の余裕が生まれる。

3点目は第三者の施設介入である。「風景」をつくらないことが大切である。人権侵害に繋がる行為はともすると内在化する傾向にある。管理者は新たな風景が生まれないよう、利用者、家族、職員、第三者と共に常にチェックをして予防に努めることが大切だと考える。

権利擁護について

研修委員長 福満久晃

障害者自立支援法が本格施行され2年がすぎ、利用者やご家族を取り巻く状況も一転しました。利用料や食費といつた利用者負担は、支援費制度の「事業所と利用者の立場は対等である」いうことを、サービスの提供者と利用者（消費者）という形でよりいつそう意識して事業所も支援を進めていくことになつたといえます。

一方で、大阪の施設でおこなわれていた虐待や人権侵害のニュースで、このことも大切だ。理念や目標、倫理規定で職員の意識を高め、現場の「しんどさ」を共有できる職員集団づくりは、複数の現職、元職員から、幹部が「犬や猫でもトイレのしつけをすれば出来るようになる」「利用者は動

物的な感覚を持つていて、どの職員が思いのままになるかならないかかる」と、利用者を動物に例えて話していたと証言しており、理性、知性を持たない、本能で動く存在という意味合いと理解したとも話しています。

対等という言葉は、少なくとも利用されている人たちやご家族を感じていただけているかどうかであり、支援・サービスを提供する立場から発するのでは意味がありません。昨年度の新任職員研修で、同志社大学の小山教授が講演「援助について」支える、支えられるの関係を考える」の中、「対等の立場」の難しさを具体例を交えて話されたのを思い出しました。

ご自身の入院体験を例にとられ、対等であるはずの患者（ある意味お客様、サービス受給者）が、医師や忙しく働いている看護師に遠慮してしまう、言いたいことがいえない立場である、そしてこれはまさしく、施設における利用者と職員との関係においてもいえるという内容でした。

確かに、障害者自立支援法が施行されてからは、制度関係の研修が多く開催され、新体系移行や会計の複雑さ、法律の勉強が中心となりました。その忙しさからもすれば利用者支援にしわ寄せが行つてしまつ

ていたかも知れません。しかし、だからこそ私たちにはこれまで以上に、目の前にいる人たちへの支援に、力をそそべきだと感じます。制度が複雑になればなるほど、対等だとうわれば言われるほど、目の前の人から目をそらさずに、その人の生活のしづらさを支援していくべきだと思います。

このような状況の中で、今年度は新任研修において新たに、マナー・アカデミー主宰 倉山寿賀子さんから基本的な知識や社会人としてのマナーを学びました。当たり前のことをですが、動物じゃ決してない、心のある人間相手の仕事です。支援をさせてもらって、逆に元気をもらえる仕事です。だからこそ新任職員にも、サービス提供者の一人として、支援者として必要なマナーをまず何よりも学んでいただきました。同じくして、県の社会福祉協議会においてもマナー・接遇の研修が開催されたことも、人と接する上で重要なこととして改めて感じた一年でもありました。

また、神戸で行われた近畿地区知的障害者関係施設職員研修会においては、地域で支える支援として、施設・事業所だけでなく「地域で支えられる支援について」と題して研修会が行われ、大阪府、地域生活総合支援

センター「ゆう」の安野 壽さんが地元のネットワークについて「かかえこまない、人を集めるのがネットワークではなく、楽にするのがネットワークであり、人と人との関係がつながる」「環境調整が重要である」と話していました。兵庫県、相談支援センター「あい」の原田和明さんはからは触法知的障害者の状況や現在支援されているケースについてお話をされました。支援として、「障害があるから刑をかるとしてとはいわない、障害があるがゆえの生活のわざらわしさ（不具合）を他の機関にも正しく理解してもらうためのもの」と話されました。また地域に「支える、支えられる」の関係があれば、触法行為につながらなかつたのではとも話されていたのが印象に残りました。

今回、この記事（権利擁護について）を依頼され、「権利擁護」について考えたとき、私たちは人を支援しているということ、いつもはげまされ、元気をもらえる人たちがどう生きたいか、どんな環境や何が必要か、と一緒に考えるということが浮かびました。研修を通して、人と接することを基本に、支える支えられる関係を周りの人たちと協力しながら構築していくよう、今後も研修企画していきたいと思います。

施設間の職員・利用者相互の交流、余暇支援の一環、そして新春の景気付けになればとの主旨で、18年度より綱引き大会を実施しています。開催にあたっては、上野丘さつき会に技術指導を含めた協力をいただいております。今回も寒い中、各地区より10チームの参加があり、熱戦が展開されました。

以下、試合結果などにつき報告いたします。





日・時 平成20年1月31日 (木)	9月4日 第2回役員会
10:30~14:30	まちづくり協働センター (三田市)
場所 北神戸田園	28日 福祉の集い 楠公会館 (神戸市)
結果 優勝 上野丘更生寮	10月19日 第56回社会福祉大会 (たつの市)
準優勝 アルーラ	Aチーム モリモリきんにくん
3位 上野丘学園	第51回知的障害者 福祉大会 郷の音ホール (三田市)
職員部会長 斎藤 義昭 (沢谷荘)	25日 阪丹但地区支援員研修会 (三田市)
今後も力自慢のチームの参加を待つ	30日 第2回兵庫県障害者 スポーツ大会
ています。	第1回打合せ会 (加古川市)

『日誌抄』

12月13日	11月6日	11月14~15日	11月27日	12月4日	12月12日	3月5~6日
近畿地区生活支援部会 施設長会議	第3回役員会 まちづくり協働センター (三田市)	第9回ハンディキャップ サッカーヒューゴ大会	近畿地区施設長会議 ホテルアフィーナ大阪 (大阪市)	第2回職員部会 まちづくり協働センター (三田市)	臨時役員会 まちづくり協働センター (三田市)	平成19年度 TF部会・分科会協議会 (東京ファッショ
自立支援法の事業説明会	第1回播淡地区 職員研修会	滋賀県立長寿社会 福祉センター 研修会	第44回近畿地区 知的障害関係施設 職員研修会	第2回播淡地区 職員研修会	北神戸田園スポーツ公園 (神戸市)	第2回播淡地区 職員研修会
県民会館 (神戸市)	7日	7日	7月8日	8日	26日	8日
まちづくり協働センター (三田市)	第9回ハンディキャップ サッカーヒューゴ大会	滋賀県立長寿社会 福祉センター 研修会	綱引き大会	北神戸田園スポーツ公園 (神戸市)	福井6団体賀詞交換会 楠公会館 (神戸市)	高槻市立生涯学習センター (高槻市)
近畿地区生活支援部会 施設長会議	ホリモリきんにくん	福井6団体賀詞交換会 楠公会館 (神戸市)	中堅職員研修会 楠公会館 (尼崎市)	18日	17日	19日
まちづくり協働センター (三田市)	上野丘学園	中堅職員研修会 楠公会館 (尼崎市)	まちづくり協働センター (三田市)	1月8日	1月8日	第2回障害者のじぎく スポーツ大会
まちづくり協働センター (三田市)	斎藤 義昭 (沢谷荘)	加古川市役所 (加古川市)	加古川市役所 (加古川市)	11月6日	11月6日	第17回ひょうご・ 競技関係者打合せ会
まちづくり協働センター (三田市)	今後も力自慢のチームの参加を待つ	第1回打合せ会 (加古川市)	第1回打合せ会 (加古川市)	14~15日	11月6日	11月6日
まちづくり協働センター (三田市)	ています。	第1回打合せ会 (加古川市)	第1回打合せ会 (加古川市)	11日	11月6日	11月6日
まちづくり協働センター (三田市)	今後も力自慢のチームの参加を待つ	第1回打合せ会 (加古川市)	第1回打合せ会 (加古川市)	12月4日	11月6日	11月6日
まちづくり協働センター (三田市)	ています。	第1回打合せ会 (加古川市)	第1回打合せ会 (加古川市)	12月12日	11月6日	11月6日
まちづくり協働センター (三田市)	今後も力自慢のチームの参加を待つ	第1回打合せ会 (加古川市)	第1回打合せ会 (加古川市)	13日	11月6日	11月6日

一寸長めの編集後記

「これもひとつの支援かな」
市街地から車で一時間、山村の集落から離れた軒家に住むAさん。母子・家庭援助等々でヘルパーが入って生活を支えていた。その母親が高齢者施設への入居が決まり、Aさんはどうするか…みんな悩んだ。
「お母さんが退院してくるまでこの家で待つていいたい…」
皆さんなら、どうします。
先日、「自転車がおかしいの…」
すぐさま道具類を鞆に入れ、真っ暗な山道をすっ飛ばして…
ペダルの軸が金属疲労で壊れた自転車を見たとき、涙が出てきた。Aさんにとつての自転車は、人に逢える、仕事場にいける、食料確保が出来る、生き続けていく為の必需品なのだ。3年で壊れた自転車。Aさんが生きるために…。
そして、毎日のAさんの生活を支えるヘルパーさん達何より、Aさんが言った「お母さんが退院してくるまでこの家で待つていいたい…」の思いに寄り添つて立った支援計画が、ぶれてなかつたことなどなど、事務所に戻るまで涙が止まらなかつた。

宝塚さんか福祉会
地域支援センター「だんぼ」

山崎 玲輔

タウン)ビル
(東京都)
11日 第4回役員会
(三田市)
総合福祉センター

(三田市)